

### 3. 金融検査マニュアル（運用の明確化措置）

（3-15）株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等をした債務者の事業再生計画は、「合理的であり、その実現可能性が高い」計画として取り扱ってもよいですか。

（答）

1. 金融検査マニュアルでは、経営改善計画等を「合理的であり、その実現可能性が高い」計画として取り扱うためには、以下の4つの要件を満たす必要があるとされています（「自己査定」（別表1）1（3）③）。

「計画期間」

「原則として概ね5年以内」であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、中小企業については、当面、「5年を超え概ね10年以内」となっている場合であっても、明らかに達成困難と認められなければ、差し支えない。（金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）9-54）

「計画期間終了後の債務者区分」

「原則として正常先」であること。

ただし、計画期間終了後に、金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、「要注意先」であっても差し支えない。

「取引金融機関等の支援状況」

全ての取引金融機関等が、経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できること。

ただし、一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該取引金融機関が経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できれば足りる。

「金融機関等の支援内容」

支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等に基づき今後債権放棄等を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合などを含む。

2. こうした観点から、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が買取決定等をした債務者の事業再生計画を検討すると、次のように考えられます。

（1）まず、

・上記①「計画期間」については、機構の支援基準（Q&A）では、「事業再生計

画が金融検査マニュアルにおける『合理的であり、その実現可能性が高い』経営改善計画とみなされることが必要と判断する場合は、原則として、『十分な資本的性質が認められる借入金』（いわゆる資本性借入金）を活用し、当該借入金を資本とみなして10年以内に債務超過が解消される見込みである事業再生計画の策定を行うとされていること

から、事業再生計画は、「概ね10年以内」に経営改善が見込まれるものになると考えられます。また、明らかに達成困難と認められるような計画を策定することは想定しがたいことから、「十分な資本的性質が認められる借入金」を活用する場合であれば、基本的に、上記①の要件を満たしているものと考えられます。（機構の支援対象は、基本的に中小企業）

(2) 次に、

- ・上記③「取引金融機関等の支援状況」については、機構は、債務者の事業再生のために必要と認められる債権につき、関係金融機関等から、買取申込み等を受けた上で、買取決定等を行うこと
- ・上記④「金融機関等の支援内容」については、機構が事業再生計画策定後において計画的に債権放棄を行う必要がある場合には、「機構に損失が発生しない範囲内」で行うこととされており、今後は損失の発生が見込まれないことから、基本的に、上記③及び④の要件も満たしているものと考えられます。

3. したがって、機構が買取決定等をした債務者の事業再生計画については、「十分な資本的性質が認められる借入金」を活用し、かつ上記②の要件（「計画期間終了後の債務者区分」）を満たすことが見込まれる場合であれば、金融検査マニュアルの4つの要件を基本的に全て満たしていると考えられることから、当該事業再生計画について、原則として、「合理的であり、その実現可能性が高い」計画とみなして差し支えありません。